

テキスト⑧「第4章 事業分離」 個別上の処理まとめ

1. 分離元企業（P社） 対価が現金or株式で判断

① 対価現金 (【例題4-1】～【例題4-3】) 移転損益を認識する

(イメージ：事業を渡して現金をもらうのは事業を売却したのと同じ

売却益ならぬ移転損益を計上する。)

(借) 諸	資	産	99,000	(貸) 諸	資	産	50,000
(現		金)		利	益	剰	余
				(移	転	損	金
							益)
							49,000

② 対価株式

i 原則 (【例題4-4】～【例題4-9】) 移転損益を認識しない

(イメージ：事業が相手に渡っても子会社株式 or 関連会社株式を通じて事業へ影響力ある。

→「投資の継続」

事業に対する50,000という投資が株式に簿価50,000のまま引き継がれる)

(借) ○	社	株	式	50,000	(貸) 諸	資	産	50,000
-------	---	---	---	--------	-------	---	---	--------

ii 対価株式の例外（親会社→その他 【例題 4-10】） 移転損益を認識する

(イメージ：受け取った株式はその他の有価証券なので株式を通じて事業への影響力はなし

「投資の清算」→移転損益計上する！)

(借) 投 資 有 価 証 券	99,000	(貸) 諸 資 産	50,000
		利 益 剰 余 金	49,000
		(移 転 損 益)	

2. 分離先企業（S 社, A 社, B 社） 自分が子会社or子会社以外かで判断

① 子会社 事業の資産・負債は**簿価**で受け入れる,

※分離元（P 社）の逆仕訳のイメージ（金額のみ）でも OK

（イメージ：自分は子会社なので親会社の言うこと（簿価）に従う

→親会社がもともと計上している「簿価」で仕訳する。）

i 対価現金 （【例題 4－2】）

(借) 諸	資	産	50,000	(貸) 諸	資	産	99,000
の	れ	ん	49,000	(現		金)	

ii 対価株式 （【例題 4－4】～【例題 4－6】）

(借) 諸	資	産	50,000	(貸) 資	本	金	50,000
-------	---	---	--------	-------	---	---	--------

② 子会社以外 事業の資産・負債は**時価**で受け入れる

（イメージ：自分は子会社ではないので分離元企業 P 社の言うこと（簿価）は無視！

→資産負債は「時価」で計上する。）

i 対価現金 （【例題 4－1】，【例題 4－3】）

(借) 諸	資	産	70,000	(貸) 諸	資	産	99,000
の	れ	ん	29,000	(現		金)	

ii 対価株式 （【例題 4－7】～【例題 4－10】）

(借) 諸	資	産	70,000	(貸) 資	本	金	99,000
の	れ	ん	29,000				